

別紙

諮問第1828号

答 申

1 審査会の結論

本件請求文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇株式会社仲介業者の重要事項説明義務違反（税法の建物面積の不適合に供なう）についての都の判断に係る文書」及び「行政手続法36条についての申請」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和6年12月18日付けで行った存否応答拒否を理由とする本件不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求に係る公文書については、その存否を明らかにするだけで、条例7条3号及び6号に該当する情報を明らかにすることとなるため、条例10条の規定により、公文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否したものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和7年5月2日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和7年7月7日に実施機関から理由説明書を、同年9月5日、同年10月14日及び令和8年5月12日に審査請求人から意見書を収受し、同年4月21日（第266回第一部会）及び同年5月19日（第267回第一部会）の2回、審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機

関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件不開示決定について

実施機関は、本件開示請求について、特定の事業者を名指しした上で、当該事業者に関し、重要事項説明義務違反についての都の判断に係る文書及び行政手続法（平成5年法律第88号）36条の3第1項に基づく申出に関する都の判断に係る文書の開示を求めるものであり、当該公文書の存否について回答することとなれば、当該事業者について、重要事項説明義務違反に係る調査、行政上の検討又は対応が行われたか否かという、行政としての評価に関わる情報が明らかとなる旨説明する。

これに対し、審査請求人は、本件開示請求は、特定の事業者に係る重要事項説明義務違反の有無について相談した結果を求めるものであり、相談に対応している以上、行政処分等を全く検討していないはずはない、また、公文書を特定したとしても、当該事業者の事業活動に問題があるとの疑いを生じさせるものではないと主張する。加えて、本件開示請求は過去の売買契約に関するものであって、当該事業者が対応措置を講ずる余地はなく、条例7条6号にも該当しないと主張する。

イ 本件不開示決定の妥当性について

審査会が実施機関へ確認したところ、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に基づき重要事項説明義務違反を理由として業務停止処分又は免許取消処分が行われた場合には、その処分結果について公報への掲載や報道発表等を通じ外部から把握され得る制度が設けられているとのことである。また、指示処分についても制度上その結果が外部から確認可能となる場合があるものの、これらはいずれも行政処分が行われたという結果に関する情報が把握され得るにとどまり、当該事業者について重要事項説明義務違反の疑いに基づく調査や検討が行われたか否か、あるいは行政指導を含めどのような行政上の対応が検討され又は実施されたのかといった行政対応の有無及びその過程そのものが、一般に外部に明らかにされているものではないとのことであった。

これらを踏まえ、審査会が検討するに、特定の事業者を名指しした本件開示請求に対し、当該公文書の存否を明らかにすることは、その事業者について、重要事項

説明義務違反に関する行政上の検討又は対応の有無に関わる情報を明らかにすることとなる。当該情報は、行政が当該事業者について何らかの問題を認識し、対応を検討しているか否かを推知させる性質を有するものであり、その結果、当該事業者に対する社会一般の受け止めに影響を及ぼし、当該事業者の社会的な地位が損なわれると認められる。

したがって、本件開示請求に係る公文書の存否に関する情報は、条例 7 条 3 号に規定する不開示情報に該当するため、同条 6 号該当性について判断するまでもなく、条例 10 条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

倉吉 敬、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環